平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30-⑩)

別紙1

施策名	目標3-4	土壌環境の	(保全		担当部局名 土壌環境課 作成責任者名 名倉 良加 (※記入は任意) 長)					名倉 良雄(土壌環境課 長)	
施策の概要	壌汚染によ 〇ダイオキ	る環境リスクシン類につい シン類につい 対策法の目	7の適切な管 へては、ダイ 的の対象と	管理を確保す オキシン類: なっていなし	る。 L壌汚染対策 V生活環境、)健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土 竞地域において対策事業を実施する。 農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を	政策体系上の 位置付け		3. 大気·水·土壌環境等 <i>0</i> .)保全	
達成すべき目標	土壌汚染に	よる環境リス	スクを適切に	二管理し、土地	譲環境を保슄	きする。 目標設定の 考え方・根拠	土壌汚染対策法 ダイオキシン類対策特別措置法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	目標目標年度					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
工壌汚染対策法第6条に 規定する要措置区域にお ける指示措置の実施率 1(%) (成果実績=指示措置実 施区域数/要措置区域 数)	10	00%		-	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。						
ダイオキシン類土壌汚染 2 対策地域の対策完了率 (%)	100% —			_	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施すめ、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。					尾施することになる。このた	
達成手段 (開始年度)	予算	算額計(執行	額)	当初予算額	関連する 指標	ji	達成手段の概要等			平成30年	
(7)74 1 (2)	27年度	28年度	29年度	30年度	72					事業番号	
	235 (191) ※市街地 土壌汚染 対策費 (平成14~ 27年度)	288 (267)				く達成手段の概要> ①市街地土壌汚染対策費について ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握する・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施する。・平成29年5月に公布された改正土壌汚染対策法の施行や平成にけて、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及し2ダイオキシン類土壌汚染対策費について・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の際・民有地等における調査・対策の実態等について整理し、自主的・③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について・生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全についての観点の対応について検討するため、環境省が出している「油汚染対策態系への影響を評価するための検討を行う。	30年4月に答申された「今後が搬出土壌の処理等に係る が搬出土壌の処理等に係る 会去等の対策に係る費用の な調査・対策の手引きを作る るから、土壌汚染の生活環	後の土壌汚染対策の在り 技術的事項について検 一部を補助する。 成するための検討を行う	J方(第二次答申)」の具体化に 討を実施する。 。 実態把握を進め、土壌汚染対策	向 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
土壌汚染対策費 (平成28年度)	34 (28) ※ダイオキ シン類土 壌汚染対 で成12~ 27年度)		291 (266)	314	1,2	く達成手段の目標(平成30年度)> ①市街地土壌汚染対策費について ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結・技術管理者試験を実施し、土壌汚染状況調査に関する知識及び・土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出②ダイオキシン類土壌汚染対策費について・今後新たに対策地域が指定された場合には、速やかに補助を到・民有地等における調査・対策の実態等を把握し、検討結果をとり③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について・油汚染の実態・対策状況を調査し、油汚染対策ガイドラインのフ・特定有害物質の汚染による生態系への影響について、海外の表	び技術を有する者である技 出土壌の処理等に係る技術 実施することにより、対策の りまとめ、自主的な調査・対 オローアップを行う。	術管理者を確保する。 的事項について検討を 推進を図る。 策の手引き(案)を作成で	実施し、検討結果をとりまとめる	145	

	28 (28) ※農用地 土壌汚染 対策等費 (平成19~ 27年度)				〈施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容〉 ①市街地土壌汚染対策費について ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法及び省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。また、土壌汚染対策法に基づく調査、指定区域における対策及び搬出土壌の処理等に係る検討結果を、今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の際に活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性を確保し土壌環境の保全に寄与する。 ②ダイオキシン類土壌汚染対策費について ・地方公共団体が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策に係る費用の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。また、自主的な調査・対策の手引きを作成することで、民有地におけるダイオキシン類による土壌汚染に関する適切な調査・対策の推進に寄与する。 ③生活環境等の保全に係るリスク管理の検討について ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。			
施策の予算額・執行額	297 (247)	288 (267)	291 (266)	314	系9 る内阁の里安以東 │ 海前竿のうたまたまの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理、第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組 及び 第6節包括的な化学物質対策に関する取組	第	